

令和8年度 市街化区域内の農地転用の手続きについて
 《市街化区域内の農地の転用は許可ではなく、農業委員会への届出となります。》

1 農地法第4条届出(※1)・第5条届出(※2)受理通知書の交付日

(※1) 農地所有者が自ら農地を農地以外の用途に利用(転用)する場合

(※2) 農地を買受けて、または借受けて農地以外の用途に利用(転用)する場合

月	受付期間(受理日)	交付日
4	4月2日～8日	15日
	9日～15日	22日
	16日～22日	30日
	23日～28日	5月13日
	30日～5月13日	20日
5	5月14日～20日	27日
	21日～27日	6月3日
	28日～6月3日	10日
6	6月4日～10日	17日
	11日～17日	24日
	18日～24日	7月1日
	25日～7月1日	8日
7	7月2日～8日	15日
	9日～15日	22日
	16日～22日	29日
	23日～29日	8月5日
	30日～8月5日	12日
8	8月6日～12日	19日
	13日～19日	26日
	20日～26日	9月2日
	27日～9月2日	9日
9	9月3日～9日	16日
	10日～16日	30日
	17日～30日	10月7日

月	受付期間(受理日)	交付日
10	10月1日～7日	14日
	8日～14日	21日
	15日～21日	28日
	22日～28日	11月4日
	29日～11月4日	11日
11	11月5日～11日	18日
	12日～18日	25日
	19日～25日	12月2日
	26日～12月2日	9日
12	12月3日～9日	16日
	10日～16日	23日
	17日～23日	1月6日
	24日～1月6日	13日
1	1月7日～13日	20日
	14日～20日	27日
	21日～27日	2月3日
	28日～2月3日	10日
2	2月4日～10日	17日
	12日～17日	24日
	18日～24日	3月3日
	25日～3月3日	10日
3	3月4日～10日	17日
	11日～17日	24日
	18日～24日	31日
	25日～31日	4月7日

2 受理できない場合

(1)届出に係る農地等が市街化区域内にない場合

(2)届出者が届出に係る農地等について、何らの権限も有していない場合

(3)農地法で定められた添付すべき書類のない場合

3 農地法第3条の3届出(農地の権利を相続等によって取得した場合)

農地法第3条の3届出の受付期間及び受理通知書交付日は、農地法第4条届出・第5条届出の受付期間及び受理通知書交付日と同様です。

4 注意事項

生産緑地指定を受けている農地は、生産緑地指定解除後でなければ農地転用できません。
 (詳しくは緑地政策課へお問い合わせ下さい)

静岡市農業委員会事務局 農地係	
【問合せ先】	電話: 054-266-7234 FAX: 054-266-7265